



社会のために皆が願いを込めて納める税制への改革

2007年4月23日  
社団法人 経済同友会

# 『社会のために皆が願いを込めて納める税制への改革』目次

はじめに	1
<b>．我々が目指す日本の姿</b>	2
1．持続可能で活力に溢れ、将来に希望が持てる社会にする	2
2．個人・企業・政府が目指す社会の実現に貢献する	2
(1) 個人がすること	
(2) 企業がすること	
(3) 政府がすること	
<b>．目指す社会を実現するために必要な改革</b>	3
1．経済や社会は大きく変化し、このままでは問題が一層深刻化する	3
(1) 少子化と高齢化の進展	
(2) グローバル化の加速	
(3) 産業構造の変化	
(4) 生活スタイルの多様化	
2．目的を明確化して、抜本的な改革に取り組む	3
(1) 個人と企業の活力を存分に引き出す	
(2) 次世代に持続可能な社会を引き継いでいく	
(3) 少子化と高齢化に効果的に対応する	
(4) 透明で効率的な行政で国民の信頼を得る	
<b>．目指す社会を実現するための税のあり方</b>	4
1．税の原則「公平・中立・簡素」は重要である	4
2．新しい税の全体像は「自立・活力・信頼」の視点で考える	5
3．政策目的を明確にして税制を抜本的に改革する	5
(1) 「個人と企業の活力を存分に引き出す」ための税制	
(2) 「次世代に持続可能な社会を引き継いでいく」ための税制	
(3) 「少子化と高齢化に効果的に対応する」ための税制	
(4) 「透明で効率的な行政で国民の信頼を得る」ための税制	

・ 基幹税と税制インフラの具体的な姿	・ ・ ・ ・ ・ 7
1. 所得課税	・ ・ ・ ・ ・ 7
(1) 所得税は多くの人々によって応能的に負担	
(2) 給与所得控除の圧縮	
(3) 年金課税改革で高齢世代の応能負担と老後の安心確保	
(4) 低所得者等への配慮は所得税を軸に一体的に実施	
(5) 金融所得一体課税を中心とした個人金融資産の有効活用	
(6) 寄附税制と非営利法人課税の改革	
2. 資産課税	・ ・ ・ ・ ・ 10
(1) 相続税と社会保障給付との連携	
(2) 贈与税の改革で高齢者の資産を円滑に移転・承継	
3. 法人課税	・ ・ ・ ・ ・ 11
(1) 法人実効税率は国際水準を考慮し 35%程度へ引き下げ	
(2) 減価償却制度や欠損金の扱いを国際水準並みに見直す	
(3) 租税特別措置の整理・簡素化	
(4) 法人事業税は廃止	
(5) 法人住民税の応益性を拡大	
(6) 中小企業の事業承継に関連する税制による経済基盤の強化	
(7) 国際課税の改善	
4. 消費課税	・ ・ ・ ・ ・ 13
(1) 消費税は社会保障と地方を支える基幹税	
(2) 消費税の信頼性の向上	
(3) 「環境配慮型税」のあるべき姿の実現	
5. 税制インフラ整備	・ ・ ・ ・ ・ 14
(1) 納税者番号制度の早期導入	
(2) 電子申告と給与所得者による申告納税の推進	
参考：基幹税別・政策目的別の税制抜本改革項目一覧	・ ・ ・ ・ ・ 15
2010年代中頃の国と地方の姿（簡単な試算）	・ ・ ・ ・ ・ 17
財政・税制改革委員会 名簿	・ ・ ・ ・ ・ 18

# 社会のために皆が願いを込めて納める税制への改革

2007年4月23日

社団法人 経済同友会

はじめに

わが国は、先進国の中で最悪の膨大な公的債務<sup>\*1</sup>を抱えたまま、人口減少社会に転じるといふ厳しい状況にあります。財政の健全化は、長期的な方針の下で計画的に取り組む必要があります。目標は累積する公的債務を先進国並みの水準まで圧縮することです。そのためには、

- ・第1に、無駄な歳出を徹底的に削減することです。
- ・第2に、規制改革や新事業創造によって経済を活性化させて、税収を増やすことです。
- ・第3に、それでも公的債務圧縮の目途が立たなければ、増税もやむを得ません。

財政健全化の推進にあたっては、歳入と歳出は一体的に考えなければなりません。政府は、2006年7月発表の『骨太の方針2006』において、2011年度に基礎的財政収支<sup>\*2</sup>を黒字化するためには16.5兆円の対応が必要であるとの試算を示し、これを11.4兆円～14.3兆円は歳出削減、約2兆円～5兆円は増税などの歳入改革によることを明記しました。こうした具体的な数値目標の設定は評価に値しますが、歳出改革は不十分と言わざるを得ません。

我々は、一層の歳出削減や経済成長による税収増などにより、増税することなく基礎的財政収支黒字化を前倒して達成可能であると考えています。また、歳入歳入一体改革は、基礎的財政収支黒字化の前と後で、以下の方針に基づいて取り組む必要があります。

- ・「基礎的財政収支黒字化の前」は、徹底的な歳出削減で、増税なき基礎的財政収支の黒字化を目指すべきです。なお、増税は行いませんが“税の負担構造”は改革する必要があります。
- ・「基礎的財政収支黒字化の後」は、社会保障給付費の増大や公的債務の圧縮に対応するために、2010年代中頃までに各制度と税制の抜本改革を行い、持続可能<sup>\*3</sup>な財政基盤を確立する必要があります。

税制改革と言うと多くの方は増税を連想するので、与野党とも選挙が近づくとともに、国民に不人気な税制の抜本改革議論を先送りしてきました。しかし、わが国の厳しい財政状況を考えると、一刻の猶予も許されません。経済同友会では、個人も企業も活性化して、社会のために皆が願いを込めて納めてくれるような税制の実現が必要であると考え、抜本改革案（P.7「基幹税と税制インフラの具体的な姿」を参照）を取りまとめました。この税制抜本改革と他の政策を組み合わせることで、個人や企業が活力を発揮し、税収を大きく伸ばすことが可能です。税制抜本改革は、そのプロセスを積極的に公開して透明性を確保しつつ国民の理解と支持を得ながら推進することが最も重要です。

\*1. 2006年度末の国及び地方の長期債務残高（公債残高、借入金残高等の国の長期債務と地方の債務残高との合計）は775兆円程度（GDP対比150.8%）に達する。

\*2. 基礎的財政収支とは、「借金を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。つまり、過去に発行した国債等の元利払いを除いた単年度の税収等と一般歳出等との収支のこと。「プライマリー・バランス」ともいう。

\*3. 1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」は最終報告書“*Our Common Future*”で、将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で社会発展を進めようとする理念を表明した。近年は、経済や社会など人間活動全般に用いられている。

## 我々が目指す日本の姿

まず、我々が暮らし、次の世代に引き継いでいく日本をどのような姿にしたいのかを明確にします。その上で、目指す社会の姿を実現するために、個人・企業・政府がそれぞれの立場で貢献していくことが必要です。

### 1. 持続可能で活力に溢れ、将来に希望が持てる社会にする

我々が目指すのは、持続可能で活力に溢れ、誰もが将来に希望を持っていきいきと活動できる社会です。このような社会において、理想的な個人・企業・政府の姿は、以下のとおりです。

- ・「個人」は、互いに尊敬し合い、人々が自己責任において自由闊達に活動できること。
- ・「企業」は、民主導の経済社会で、自由な発想に基づき創意工夫を行い、優れた製品・サービスを提供できること。
- ・「政府」は、徹底的な歳出削減と業務効率化に努め、外交、安全保障、通商政策などを除いて民にできることは民に任せ、国民負担はできる限り増やさないことです。

### 2. 個人・企業・政府が目指す社会の実現に貢献する

#### (1) 個人がすること

我々が目指す社会を実現するために、国民ひとり一人は、主に以下の3つの立場で、自らできることを実践していく必要があります。

- ・「受益者」としては、どのような時にどの程度のサービスを行政に期待するのかを明確にすることです。税は行政サービスの対価であり、供給側である官が決めるのではなく、需要側である国民が決めるという発想が重要です。
- ・「納税者」としては、応能性や応益性に基づいて課される税<sup>\*4</sup>を正しく納めることです。税の使途や行政の運営を納税者の視点から厳しくチェックすることも期待されています。
- ・「有権者」としては、目指す社会を実現するために相応しい政治家を見極めて、投票することなどがが必要です。

\*4. 負担能力(担税力)に応じて課す応能課税と、公的サービスから受ける便益に応じて課す応益課税のこと。

#### (2) 企業がすること

企業は、従業員を雇用し、顧客のニーズに合った優れた製品・サービスを創り出し、利益を上げて、納税することによって社会に貢献することができます。勿論、事故や不祥事を起こさずに、地域にも積極的に参画し、健全な経営を続けて社会とともに成長することが求められます。

#### (3) 政府がすること

政府の役割は、個人や企業が活動しやすい環境を整備することです。経済社会の変化に対応して、各種制度を改革するとともに、社会的規制は整備し、経済的規制はできる限り撤廃・緩和していきます。一方で、違法行為は厳しく取り締まらなければなりません。

また、国民が行政の実態を理解しやすいように、必要な時に必要な情報を分かりやすく

公開することが必要です。

## ・目指す社会を実現するために必要な改革

わが国の経済や社会は、少子化と高齢化、グローバル化、産業構造の変化やライフスタイルの多様化など多くの変化に直面しています。我々が目指す社会を実現するためには、明確な目的意識を持ち、抜本的な改革を推進していかなければなりません。

### 1. 経済や社会は大きく変化し、このままでは問題が一層深刻化する

#### (1) 少子化と高齢化の進展

2006年12月に発表にされた「日本の将来推計人口」(中位推計)によると、長期の合計特殊出生率は1.26となり、前回(2002年1月発表)の1.39から低下し、さらに少子化が進行していきます。また、65歳以上人口の割合は既に2割を超えましたが、今世紀半ばには4割に達し、高齢化は一層高まる見込みです。

#### (2) グローバル化の加速

経済のグローバル化に伴って、ヒト・モノ・カネ・情報が簡単に国境を超える時代になっています。政府は、WTOやFTAなどの自由貿易体制の拡大を目指し、国際交渉を進めるとともに国内対策に取り組んでいます。こうした中で企業は、東南アジア諸国やBRICsを始めとする世界の国々との厳しい競争に晒されています。

#### (3) 産業構造の変化

厳しい競争に勝ち残っていくために企業は、将来の市場を見据えながら、事業の選択と集中や最適立地などを常に考えて行動しています。また、わが国の産業構造は、戦後の復興期から、高度成長期を経て、成熟期へと大きく変化してきましたが、将来に向けて、未開拓の分野を切り拓き、より付加価値の高い産業にヒト・モノ・カネをシフトしていく必要があります。なお、多くの雇用を吸収しているサービス業については、依然として規制が多く、生産性は低いため、改善の余地があります。

#### (4) 生活スタイルの多様化

経済や社会が成熟するに伴って価値観が多様化し、人々は様々な生き方や働き方を積極的に選択するようになってきました。しかし、子育て、教育、就労、年金、介護などの各種制度が、生活スタイルの多様化に十分対応できていないため、不都合が生じたり、将来への不安を抱く人が増えています。

### 2. 目的を明確化して、抜本的な改革に取り組む

#### (1) 個人と企業の活力を存分に引き出す

経済社会の発展には、民間の活力を存分に引き出すことが最も重要です。個人にとっては、将来に希望を持ち、自己実現に向けて健康で活発に活動できること、企業には、地球規模で自由に経済活動を展開するために、外国企業との競争において不利にならない条件

が整っていることが不可欠です。そして、個人や企業が、様々な目標に向かって果敢に挑戦し、努力した結果が正当に報われることが必要です。

## (2) 次世代に持続可能な社会を引き継いでいく

我々には、将来を担う子供や孫に持続可能な社会を引き継ぐ責任があります。

社会保障制度は、ナショナル・ミニマムとして必要最小限の給付に絞り込み、セイフティネットとして信頼できる確かな制度に再構築しなければなりません。地方自治体は、地域の特徴やニーズに応じた行政サービスを提供できる体制に改革する必要があります。また、国や地方自治体を提供するサービスのうち、NPO法人などでも提供できるものは、非営利法人に任せるように改革するべきです。

さらに、環境問題などについては、地球にやさしい経済社会活動を実践・推進し、持続可能な地球環境を次世代に引き継いでいかなければなりません。

## (3) 少子化と高齢化に効果的に対応する

少子化は、長期的に日本の将来に極めて大きな影響を及ぼす問題であり、一刻も早く対策を講じなければなりません。具体的には、子育てしやすい社会や職場の環境を整えることが最も効果的です。また、高齢化についても、高齢者が健康で生き甲斐をもって生活できるように、社会全体で取り組むことが求められます。

一方で、少子化対策を講じても、当面は人口減少が避けられません。こうした中でも経済成長を遂げるには、必要な労働力や資本を確保することが課題になります。女性、高齢者、ニート・フリーターなどの人材を活用することや、高齢者が持っている経験・ノウハウや資産を有効活用することが必要です。

## (4) 透明で効率的な行政で国民の信頼を得る

目指す社会の実現に向けて、抜本的な改革を推進するためには、行政が国民から信頼されていることが大前提になります。

行政が国民の信頼を得るためには、複雑で分かりにくい仕組みは不信感につながりかねないので、できる限りシンプルな制度にするべきです。また、国民が行政運営を監視するためには、情報公開をより分かりやすく行うことが不可欠です。さらに、ITを徹底的に活用し、行政の効率化と住民サービスの向上を図ることで信頼の確保に努めます。

## ・目指す社会を実現するための税のあり方

税は、国のかたちを現すと言われています。わが国の現在の税制は、1949年に近代的な税制の構築を目指して発表されたシャープ勧告の影響を大きく受けています。我々が目指す社会は、税制の改革だけでは実現できませんが、ここでは税のあり方について述べます。

### 1. 税の原則「公平・中立・簡素」は重要である

現在の税制は、「公平・中立・簡素」の原則が基本になっています。再確認すると、

- ・「公平」とは、税は、負担できる能力に応じて、公平に負担すること
- ・「中立」とは、できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めないこと

・「簡素」とは、仕組みが分かりやすく計算も容易で、課税逃れを誘発しないことなどを意味しています。これらは今後とも税の全体像を考える際に基本として維持していくべきです。

## 2. 新しい税の全体像は「自立・活力・信頼」の視点で考える

わが国が目指す社会に相応しい税の全体像は「公平・中立・簡素」の原則のもとで「自立・活力・信頼」を最大限に考慮して設計する必要があります。具体的に、

- ・「自立」とは、個人は、皆が社会に参加し、自ら稼いで生計を立てること。企業は、事業創造や効率化に努力し、健全な経営によって長期的に成長していくこと。地域に関しては、国に依存しない地方自治体やNPO法人などが中心になって地域社会を担っていくことを意味していて、これらを税制で支援する必要があります。
- ・「活力」とは、個人の能力と意欲を引き出すとともに、企業の競争条件を国際水準並みに整え、自由闊達に活動できるようにすること。また、新たな分野に挑戦し、努力した個人や企業が相応しい利益を得られるような税制が必要です。
- ・「信頼」とは、簡素で分かりやすい仕組みで、納税と徴税の事務負担をできる限り抑え、また、課税逃れをできないようにすることです。これらによって納税者が税負担を自覚しやすくなり税の用途への関心が高まり、税全体への信頼も向上することが期待できます。

## 3. 政策目的を明確にして税制を抜本的に改革する

21世紀を迎えて、経済や社会は、シャウブ勧告当時には想像できなかった大きな変化に直面しています。これに対応するためには、「 .2. 目的を明確化して、抜本的な改革に取り組む」に関連して、税制も抜本的に改革する必要があります。

### (1) 「個人と企業の活力を存分に引き出す」ための税制

#### 個人の所得に係る税制

個人所得税は、正確な総所得額に対し累進的に課税すべきです。高所得者については、既に所得に対して税率 50%で課税しているため、これ以上の負担は求めずに、むしろ、寄附によって社会に還元しやすい環境を整える方が妥当性があります。

教育や就労を支援し、多くの人々の社会参加を促す必要があります。また、高齢者の資産を現役世代が活用できるようにすることも活力を引き出すための重要な方策です。

さらに、預貯金に偏っている個人金融資産を「貯蓄から投資へ」とシフトさせ、有効に活用することで、経済活動の活性化を図ります。

#### 企業の所得に係る税制

企業は、ビジネスに有利な条件を見極めて合理的に行動しています。国内外で法人実効税率に大きな差がなければ、わが国の産業の空洞化防止に一定の効果が期待でき、外国企業も日本に進出しやすくなります。

税負担の面でも、わが国の企業が外国企業と同じ土俵で競争し、勝ち残ることができれば、雇用も維持・拡大することができます。そして、従業員にも能力や成果に応じて報酬を支払うことが可能になります。

また、多くの人々が働く中小企業が、安定的に事業を継続・発展していけることが、裾野



の広い経済の基盤を強化するために不可欠です。こうすることで、雇用の維持や消費の拡大などが期待できます。

#### (2) 「次世代に持続可能な社会を引き継いでいく」ための税制

少子化と高齢化が進む中で、社会保障については、真に必要な給付を確実に行うための費用をできる限り全国民で広く薄く負担する必要があります。これによって、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、負担と給付の世代間格差の是正を図るべきです。

地域社会で果たす役割が益々重要になる地方自治体が、中央に依存せず自立的に運営するためには、財政基盤の確保が不可欠です。地方自治体の財源としては、税収が比較的安定している住民税や消費税などのウェイトを高めることが望ましいと考えます。

また、行政サービスを絞り込む一方で、「官」に代わって「民」が様々な役割を果たしていけるようにNPO法人などを育成する必要があります。さらに、地球環境を維持するために、税制も有力な手段として活用することが可能です。

#### (3) 「少子化と高齢化に効果的に対応する」ための税制

少子化対策としては、女性が退職せずに出産や子育てができる職場環境を整備することが効果的です。低所得者等には所得税の負担を軽減、あるいは給付により支援する必要があります。高齢化への対応としては、公的年金は老後のナショナル・ミニマムとしての基礎年金のみとし、それを消費税で賄います。医療は、各種医療保険制度に投入している公費を、高齢者医療に集中させることで確実に医療給付を提供するべきです。

また、高齢者は必ずしも弱者とは限らないので、年金等を含めた所得が現役世代並みであれば、現役世代と同程度の税負担を求めることも検討する必要があります。

さらに、医療・介護の給付は個人差が大きく、また給付総額は今後とも増えていかざるを得ません。若者の負担をできるだけ抑えるためには、医療・介護の給付実績と高齢者の遺産相続とを連携させて税制を設計することが考えられます。

#### (4) 「透明で効率的な行政で国民の信頼を得る」ための税制

税制が国民から信頼されるためには、制度や運営の透明性と効率性が強く求められます。現在の税制は、度重なる改正によって、複雑化して分かり難くなっているため、全体を整理して、簡素化する必要があります。

所得税は、全ての所得を正確に把握した上で課税するべきです。納税者番号を導入すれば、課税の公平性や効率性の向上が期待できます。また、同一番号を社会保障制度でも活用することで、税と社会保障の連携強化が容易になり、一層の行政の効率化が進みます。

消費税については、広く薄く徴収できることや、景気に左右され難く安定的な税収が見込めることなどのメリットを最大限に活かすべきです。

さらに、国・都道府県・市町村の3段階で行われている税務を簡略化することや、ITを活用して合理化することによって、事務費の削減に努めなければなりません。

## ・ 基幹税と税制インフラの具体的な姿

ここまでは、我々が目指す社会の姿とそれを実現するために必要な改革および税の基本的なあり方などについて考えてきましたが、ここでは「基幹税と税制インフラを具体的にどの様に改革・整備するのか」について、我々の主張を明確に述べます。

### 1. 所得課税

#### (1) 所得税は多くの人々によって応能的に負担

所得税の基本は、特定の人に偏らずに、多くの人々<sup>5</sup>がそれぞれの能力に応じて負担することです。所得税のあるべき姿は、正確な個人所得情報に基づいた総合所得課税です。ただし、各種所得の特徴や実務面を考慮すると、将来的に総合所得課税の導入を目指しつつ、まずは二元的所得課税の実現を図るべきです。

所得控除<sup>6</sup>については、複雑化しているとともに規模も大きくなっているため、ライフスタイルや職業選択に対して中立にするという観点から、整理・縮小する必要があります。これにより課税ベースや課税対象者を拡大することができます。

税率構造<sup>7</sup>については、“個人も国を選ぶ時代”という認識に立って、個人の活力を削ぐことなく、高所得者への極端な重課を避けるためにも、最高税率を引き上げることは適当ではありません。低所得者には生活実態に即した税額控除などにより十分配慮することで、所得税の再分配機能を実質的に発揮させることができます。

\*5. 就業者数は 6365 万人（2005 年度：「労働力調査」より）、所得税の納税者数は 4856 万人（2004 年度：「市町村税課税状況等の調」より）で、このうち約 8 割が税率 10% の適用者（2004 年度：政府税制調査会資料より）

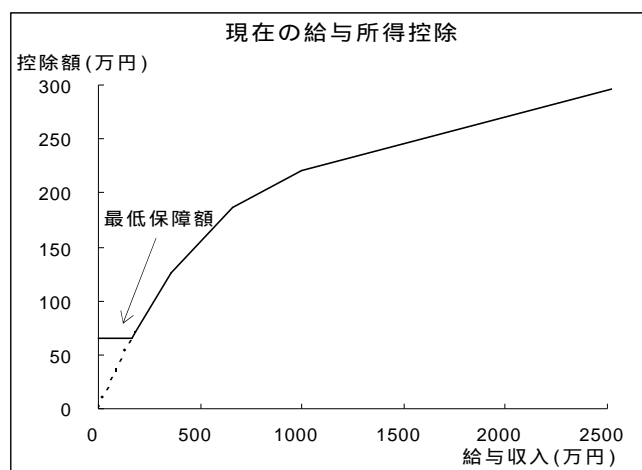
\*6. 2006 年度の租税特別措置による所得税の減収額は、住宅ローン控除 8060 億円、生・損保控除 2780 億円、配当所得の課税の特例 2120 億円、年金控除の最低控除額等特例 1620 億円など、合計約 1.755 兆円（財務省資料より）

\*7. 所得税（地方税を含む）の最高税率は、日本 50%、アメリカ約 45.5%、イギリス 40%、ドイツ 42%、フランス 48.09%（財務省資料より）

#### (2) 給与所得控除の圧縮

現在の制度に則して算出される給与所得控除額は、中高所得者の必要経費相当分として過大であると言わざるを得ません。したがって、中高所得者の給与所得控除は、控除率を引き下げるか、または定額化を検討する必要があります。

将来的には、納税者番号と総合所得課税の下で、給与所得者の必要経費は申告による実額控除に一本化することが望ましいと考えます。



#### (3) 年金課税改革で高齢世代の応能負担と老後の安心確保

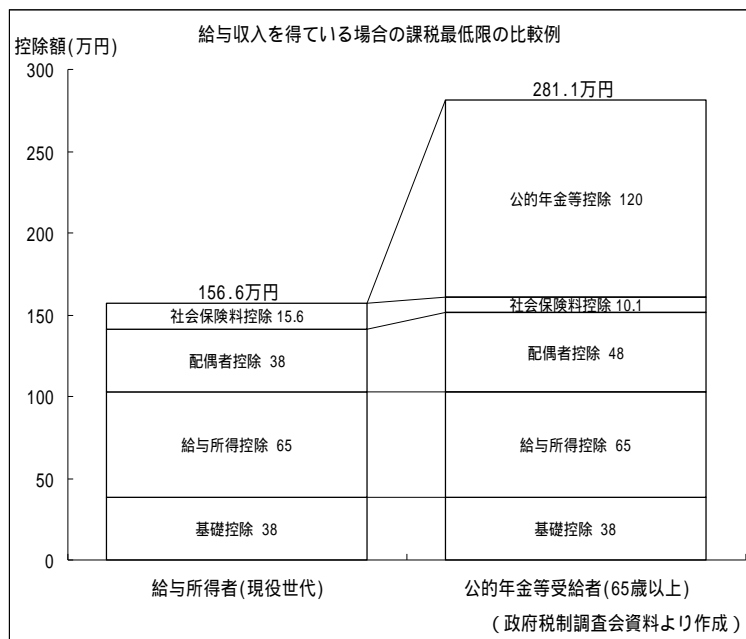
公的年金は、ナショナル・ミニマムの観点から見直すと、給付は大幅に縮小させざるを得ませんが、その結果、私的年金の役割が大きくなります。こうしたことを踏まえ、年金課税は「拠出時・運用時は非課税、給付時は課税」の原則に沿って改革する必要があります。

拠出時については、確定拠出年金掛金の所得控除枠を大幅に拡大する必要があります。年金制度抜本改革として、1階部分は定額の公的年金として全額年金目的消費税で賄う“新基

礎年金”で老後の最低限の生活を保障し、2階部分は所得比例の私的年金として確定拠出型の“新拠出建年金”で老後の安心を確保<sup>\*8</sup>します。したがって、新拠出建年金の掛金は所得比例の控除（限度額あり）を認める必要があります。

運用時は、老後の生活への備えを支援するために、非課税にしなければなりません。現在、課税が凍結されている企業年金の積立金にかかる特別法人税は、直ちに撤廃すべきです。

給付時については、高齢者は必ずしも弱者とは限らないことや、同一所得額の現役世代が負担する所得税額とのバランスを図る観点から、公的年金等控除の圧縮を検討する必要があります。将来的には、総合所得課税の下で公的年金等控除は廃止することが望ましいと考えます。



\*8. 『急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革』(2002年12月提言)  
『安心で充実した老後生活を支える新しい年金体系の構築』(2004年2月提言)

#### (4) 低所得者等への配慮は所得税を軸に一体的に実施

低所得者等については、必要に応じて勤労、子育て、生活支援などの面で十分配慮しなければなりません。対象を絞って小さなコストで効果的に政策を展開する観点から、個人所得情報に基づいて「給付つき税額控除」と「基礎食料購入費一部還付」を導入する必要があります。

##### 勤労の支援のための「給付つき税額控除」の導入

低所得者等には勤労を条件とした税額控除制度を導入する必要があります。なお、控除額が所得税額を上回る場合には“負の所得税”の考え方に基づき超過分を給付するべきです。生活保護との連携も図り、勤労による所得が増えれば手取り収入も増えるようにすることで、勤労意欲を高め自立を促すことが不可欠です。

##### 子育て支援のための「給付つき税額控除」の導入

子育て支援は、第1に、出産前後で女性の雇用が継続されることと、育児しやすい職場環境を整えることが効果的です。第2に、経済的支援として、歳出面での手当の給付に加えて、乳幼児を扶養する低所得者等への「給付つき税額控除」を導入する必要があります。

なお、給付つき税額控除の導入に伴い、関連する既存の所得控除は社会保障制度との関係を考慮して見直さなければなりません。例えば、特定扶養控除<sup>\*9</sup>は廃止すると同時に、控除対象者が学生の場合には教育費の所得控除を認め、無職の場合には積極的雇用政策を給付し早期就労を促すことなどが考えられます。

\*9. 扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が満16歳以上満23歳未満の人がいる場合、特定扶養控除として年間63万円の所得控除が可能。

##### 生活の支援のための「基礎食料購入費一部還付」の導入

低所得者等に対する生活費の負担軽減策として、カナダで行われているGST控除<sup>\*10</sup>などを参考にして、基礎的な食料品を購入した時の消費税負担相当額を所得に応じて還付

する制度を導入する必要があります。なお、公平性や効率性の観点から、例えば、以下のような運営・手順によって執行コストの抑制に努めなければなりません。

- ・消費実態調査等の統計から年齢や地域別の平均的な基礎食料購入費用を推定
- ・還付率表（所得が高くなれば還付率は低くなり、一定所得以上はゼロ）を設定
- ・基礎食料購入費用のうちの消費税額（除：年金目的税分）を還付対象額として算出
- ・低所得者等からの還付申請（領収書等の添付は不要）を受理
- ・還付申請者の年齢や居住地域に該当する還付対象額に、還付申請者の所得額に対応した還付率を掛けた金額を還付

\*10. カナダでは低所得者に対する必要最小限の消費支出に係わる消費税負担相当額を、所得税の税額控除（控除しきれない場合は還付）している。

## （5）金融所得一体課税を中心とした個人金融資産の有効活用

人口減少社会においても経済社会の持続的発展を実現するためには、個人金融資産の有効活用が以前にも増して重要になります。個人にとっては多様で効率的な資産運用が行いやすくなるよう、企業にとっても多くの資本を低コストで安定的に調達しやすくなるように、総合所得課税の導入を念頭にしつつ、まずは金融所得一体課税の実現を図るべきです。

### 株式譲渡益課税の早期改革

近年、個人による証券投資が拡大傾向にあります。個人金融資産の大部分を占めるのは預貯金です。「貯蓄から投資へ」の流れをより確かなものにするために、株式等の譲渡損益については、定率課税の下で他の全ての金融商品との損益通算を早急に可能にするべきです。

なお、簡単に国境を越えて移動する金融所得の特徴を考えると、将来的に総合所得課税を導入した後も、株式等の譲渡損益への課税は欧米並みに優遇<sup>\*11</sup>するのが妥当です。

\*11. 総合課税方式を実施している米国では、譲渡益については、保有期間が1年以内の場合は通常所得と合算して所得税率10～30%で課税、1年超の場合は通常所得と合算して適用になる所得税率に対応した軽減税率5%または15%で課税する。譲渡損については、夫婦共同申告の場合には年間3000ドルまで他の所得との通算が可能で、損失繰越は無期限に認められている。

### 配当二重課税の是正

配当二重課税は、以前から指摘されている課題です。これについては、完全インピュテーション方式<sup>\*12</sup>によって二重課税の解消を目指すことも考えられますが、実務の複雑さや執行コストの高さなどの難点があります。加えて、最近、ドイツやフランスが相次いでインピュテーション方式から、配当所得一部控除方式<sup>\*13</sup>に変更しました。

こうした先進国の動向も踏まえると、個人段階では、簡易な方法で二重課税を是正する配当所得一部控除方式が妥当です。なお、法人間の配当については、全額益金不算入にするべきです。

\*12. 受取配当の他、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のこと。なお、受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる場合を、完全インピュテーション方式という。

\*13. 個人株主段階における法人税と所得税の調整について、受取配当の一部を株主の課税所得に算入する方式のこと。

### エンジェル税制の拡充

先端産業の開拓や新規雇用の創出において、ベンチャー企業は大きな役割を果たします。創業期の資金は金融機関からの融資ではなく、個人による出資によって調達することが望ましいので、エンジェル税制の拡充によりイノベーションの担い手であるベンチャー企業のスタートアップ期を支援する必要があります。

エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、投資時点において20%の税額控除を認めるべきです。さらに、譲渡損失発生時には、損失控除の通算範囲を金融所得・給与と所

得・事業所得へと拡大し、繰越期間は5年に延長（将来的に無期限化）するべきです。

## （6）寄附税制と非営利法人課税の改革

政府部門を縮小していく中で、民が担う公を育成する必要があります。その基本は個人の「志」であり、目指す社会を実現するために寄附により社会還元を行いやすい環境を整えることが考えられます。また、個人の活力を削がない観点や所得税の税率構造との関係からも、寄附税制の拡充が必要になります。

民が担う公として期待されているNPO法人について、受入寄附金の公益性判断基準など寄付税制の適用認定を緩和<sup>\*14</sup>する必要があります。なお、NPO法人の事業が拡大すれば、結果的に、高齢者やニート・フリーターなどに新たな就業機会を提供することに繋がります。

一方、寄附金を受け入れるNPO法人を含めた非営利法人については、信頼性を一層向上することが不可欠になります。収益事業については、営利法人とのイコール・フットイングを図る観点から、常にその範囲の適正化を図っていく必要があります。

\*14. 『社会変革に挑むNPOには優れた経営者と志ある資金が必要である』（2005年7月提言）

## 2. 資産課税

### （1）相続税と社会保障給付との連携

相続税は、格差の固定化を防ぎつつ社会の活力を維持するために重要な役割を果たしています。所得税や寄附税制の改革との関連などを考えると、2003年度に改正した現在の税率構造<sup>\*15</sup>は維持するべきです。

遺産の取得に担税力を見出す相続税は所得課税を補完するものですが、被相続人が生前に消費しないで貯蓄として残したもの（遺産）への課税と考えることもできます。また、高齢者は必ずしも弱者とは限らないので、高齢者の資産に対する課税を強化して、世代間の負担の不公平を是正することが考えられます。

社会保障制度における個人番号と個人会計<sup>\*16</sup>の導入を前提に、医療・介護の給付実績が負担を超える場合には、死亡時に相続税の基礎控除額を削減します。なお、高齢者は、医療・介護のリスクへの備えとして貯蓄などの資産を保険料や自己負担に充てていると考えられるので、生前時に資産への課税を強化することは適当ではありません。

\*15. 相続税の最高税率は、日本50%、アメリカ46%、イギリス40%、ドイツは相続人により30・40・50%、フランス40%（ただし、続柄の親疎により最高60%）（政府税制調査会資料より）

\*16. 国民が生涯にわたって関わりをもつ社会保障制度について、個人番号を用いて、個人単位で負担と給付を一元管理して可視化する仕組み。個人番号と個人会計の導入によって、社会保障が個人にとって分かりやすいものになると同時に、運営コストの削減や効率的な給付などが期待できる。

### （2）贈与税の改革で高齢者の資産を円滑に移転・承継

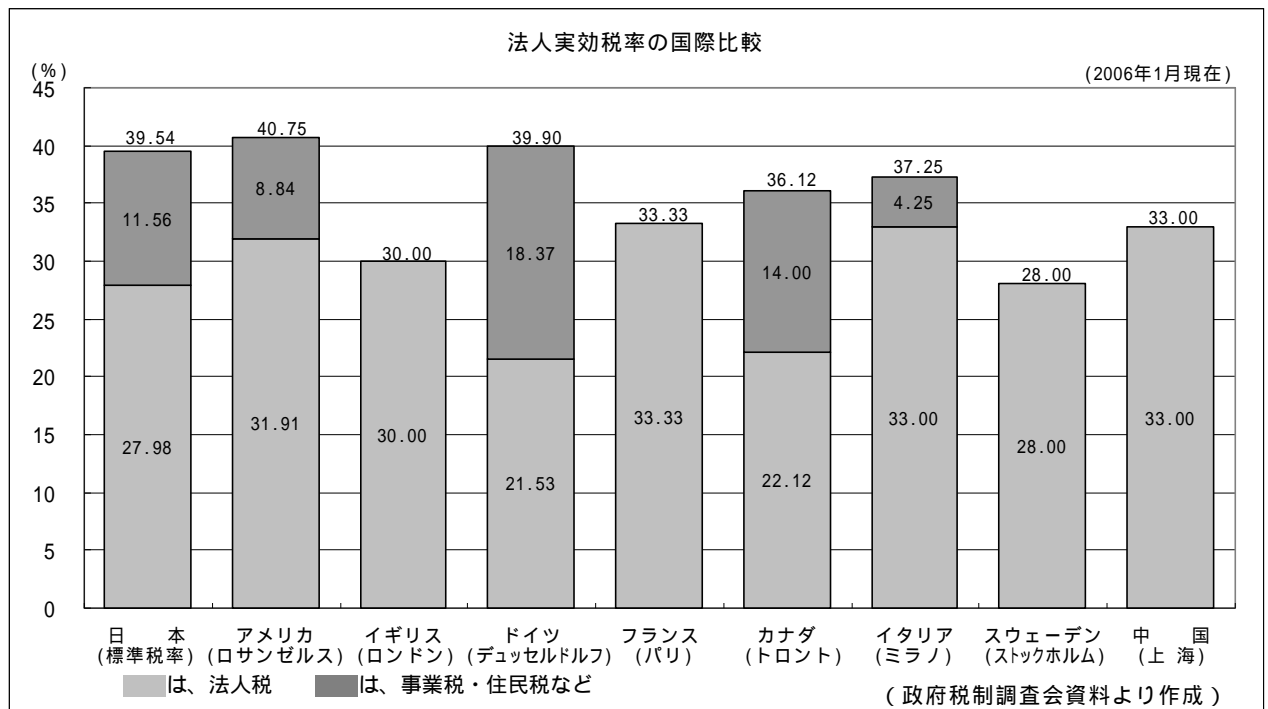
膨大な個人資産は、より積極的に活用して、経済成長につなげていくことが求められます。特に、高齢者が所有する資産については、次世代に円滑に移転・承継することで、大きな波及効果が期待できます。相続時精算課税制度について、現行の非課税枠2500万円的大幅増額（例えば倍増）などを検討することが考えられます。

### 3. 法人課税

#### (1) 法人実効税率は国際水準を考慮し 35%程度へ引き下げ

経済のグローバル化が加速する中で、企業は厳しい国際競争に晒されています。こうした状況下で、法人の税負担を軽減して国内での企業活動を支援し経済活性化を目指す国が相次いでいます。現在、わが国の法人実効税率 39.54%は世界でも最高水準で、諸外国との競争条件を揃える観点から、これを少なくとも 35%程度に早期に引き下げるべきです。

法人実効税率の引き下げは、わが国企業の国際競争力の維持向上、諸外国からの対内直接投資の拡大、グローバル企業によるわが国への納税回避の防止など様々な効果があります。また、個人にとっても、わが国の企業が国内に基盤をおいて発展することや外国企業が進出して来ることによって雇用が拡大し、さらにこうした企業がグローバル競争で勝ち残れば、従業員も能力や成果に見合った報酬を得ることができるなど、生活の向上が期待できます。



#### (2) 減価償却制度や欠損金の扱いを国際水準並みに見直す

法人課税は、常に国際社会の動向を踏まえて不断に見直していかなければなりません。

2007 年度の税制改正で償却可能限度額の撤廃など減価償却制度の改革が行われたことは評価に値しますが、これに対応した固定資産税の改革が必要です。

また、欠損金の扱い<sup>\*17</sup>について、繰越控除は現在の 7 年から延長 (例えば 20 年以上) 繰戻還付は適用を再開し、現在の前 1 年から拡大 (例えば 3 年以上) するべきです。

\*17. 『行財政抜本改革と公平・公正な税制の構築』(2004 年 4 月提言)

#### (3) 租税特別措置の整理・簡素化

企業に係わる租税特別措置<sup>\*18</sup>は、改めて政策の目的と効果の観点から精査し、企業の活力の維持向上および競争力の強化に繋がるものは継続または恒久化するべきです。また、複雑な制度や煩雑な手続きをできる限り整理・簡素化して、租税特別措置を利用する際の企業の事務負担を軽減することも必要です。

\*18. 2006 年度の租税特別措置による法人税の減収額は、研究開発 5970 億円、中小企業投資促進 2110 億円、情報基盤強化 1000 億円など、合計約 1.088 兆円 (財務省資料より)

#### (4) 法人事業税は廃止

わが国は地方税収に占める法人所得課税の割合が諸外国に比べて大きくなっています。所得割・付加価値割・資本割からなる法人事業税は複雑で執行コストも高く、外形標準課税の適用条件が中堅企業の資本政策に影響を与えかねないなど様々な問題があります。したがって、法人事業税は廃止すると同時に、付加価値にかける地方税としての特徴を考慮して、地方消費税に置き換えるのが妥当です。

この改革によって、地方自治体はより安定的な財源を確保することができ、また、法人実効税率は35%程度に下がります。

#### (5) 法人住民税の応益性を拡大

法人住民税は、法人として地域社会に参加・貢献する立場から、今後とも負担する必要があります。特に、応益性の観点から均等割を大幅に拡大(例えば倍増<sup>\*19</sup>)することも検討に値します。なお、法人税割については、将来的に法人実効税率の国際水準が一層低下した場合には、見直しの対象にせざるを得ません。

\*19. 『国民の信頼の回復と若者たちの夢を支えるシステム改革を』(2003年2月提言)  
『行財政抜本改革と公平・公正な税制の構築』(2004年4月提言)

#### (6) 中小企業の事業承継に関連する税制による経済基盤の強化

裾野の広いわが国経済を支えている中小企業は、今後とも経済成長の基盤として極めて重要な役割を担っていくと考えられます。また、企業による雇用者のうち中小企業による割合は約71%に達することから、国内消費を喚起することも含めて、中小企業が活性化して事業を安定的に発展していくことは重要です。

中小企業がゴーイング・コンサーンとして、雇用を維持し、蓄積した技術・ノウハウを伝承し、事業を承継しやすい環境を整えるために、相続時精算課税制度の拡充などが考えられます。

中小企業は、中長期的な経営課題として、事業規模拡大によって大きく成長することを目指すか、あるいは自社のコア・コンピタンスに集中特化することによって小さくても高収益企業になることが期待されています。資本金や従業員数などの一定条件を満たせば、長期間にわたって優遇されるような支援策は、経営体質を固定化するなど弊害が大きいいため望ましくありません。

#### (7) 国際課税の改善

企業の事業展開が益々グローバル化する中で、国際課税に係わるトラブルも増加しています。国際課税は、企業活動を歪めないこと、わが国ならびにわが国の企業が不利益を被ることがないように、早期に改善しなければなりません。

外国税額控除については、所得源泉地国とわが国による二重課税をできる限り排除すべきです。また、移転価格税制は、予見可能性の低さが企業のグローバルな事業展開の大きな障害になっているため、直ちに制度運用ルールを明確化しなければなりません。

さらに、政府は各国との租税条約の改定・拡大を急ぐとともに、官も民も国際社会における整合的な税制の実現に向けて、より積極的に取り組んでいくべきです。

## 4. 消費課税

### (1) 消費税は社会保障と地方を支える基幹税

我々が目指す社会において、効率的な課税である消費税は社会保障と地方を支える基幹税として益々重要になります。

基礎的財政収支の黒字化までは増税するべきではありませんが、直間比率の是正や三位一体の改革に伴って地方消費税の割合を高める必要があります。また、公的年金制度の抜本改革として、目的消費税による新基礎年金制度を創設<sup>\*20</sup>することによって、年金保険料はゼロになります。

こうした改革と徹底的な歳出削減により、増税なき基礎的財政収支黒字化を達成すれば、2010年代中頃には持続可能な財政の基盤になる消費税の改革（年金目的税9%の他に、国税2%、地方税5%、合計16%程度）に見通しがつきます。

\*20. 『活力ある経済社会を支える社会保障制度改革』（2007年4月提言）

### (2) 消費税の信頼性の向上

消費税は基幹税としての役割が益々大きくなることを考慮すると、国民から信頼されるための対応が不可欠になります。

#### 単一税率の維持

消費税は税率が高くなるにつれて、逆進性の問題とその緩和策としての複数税率の導入が議論になります。しかし、複数税率は、軽減税率適用の基準設定が難しい、軽減する分だけ標準税率が高くなる、消費者の購買行動を歪める、小売事業者の負担や税務執行コストが大きくなるなど、様々な問題があります。これらについては諸外国の経験から学ぶことも多く、最近、スイスでは複数税率の廃止が議論になっています。こうしたことを考慮すると、簡素で効率的かつ信頼される消費税にするためには、単一税率を維持することが合理的です。

低所得者ほど所得に占める消費税負担割合が高まることに関しては、既に述べた<sup>\*21</sup>とおり所得税を軸として一体的に実施する低所得者等への配慮として対応することが考えられます。

\*21. P.8 「1. (4) 低所得者等への配慮は所得税を軸に一体的に実施」を参照  
簡易課税制度・免税点制度の廃止とインボイス制度の導入

消費税の益税問題に関しては、これまでも簡易課税や免税点などの改善が行われてきましたが、真に信頼される消費税を実現するためには、簡易課税制度・免税点制度を廃止するとともにインボイス制度を導入する必要があります。

この様な対策に伴って小規模事業者の事務負担が増えることが予想されます。これに対して、政府は、消費税の信頼性向上に必要なコストとして、小規模事業者の事務処理合理化のための投資を支援することで、消費税の信頼性を一層向上させなければなりません。

### (3) 「環境配慮型税」のあるべき姿の実現

地球環境問題への対応として、既存のエネルギー課税を抜本的に改革する必要があります。「環境配慮型税」は、環境配慮への誘導という目的を達成するため「アナウンスメント効果」と「インセンティブ効果」を高める手段<sup>\*22</sup>として位置付け、税体系全体の抜本的改革の中で「付加価値に対する課税体系へのシフト」として導入を検討すべきです。

2006年1月の提言において表明したとおり「環境配慮型税」のコンセプトは、炭素含有



量を基本として課税(欧州型の炭素税)することであり、税収は一般財源にするべきです。なお、こうした抜本改革に伴って、既存のエネルギー課税(石油諸税)は廃止になります。  
\*22.『環境配慮型の税体系を考える』(2006年1月提言)

## 5. 税制インフラ整備

### (1) 納税者番号制度の早期導入

納税者番号制度は、税の信頼性・効率性の向上のために不可欠なインフラです。諸外国の経験からしても、導入・運用に関する大きな問題はないので、早急導入が可能です。納税者番号制度の構築・運用の費用は必要なコストであり、直ちに予算を措置して、政府に導入実施主体を組織し、民間の知恵を活用してシステム企画を進めるべきです。

納税者番号には、住民基本台帳ネットワークの住民票コードを活用することが妥当です。住民票コードの活用にあたっては、個人情報保護のための十分なシステム・セキュリティの確保など所要の制度の整備が必要です。

さらに、個人番号は納税以外に、他の行政サービスにも幅広く活用することが可能です。個人所得情報を正確に把握するとともに税務執行コストを削減するのは勿論のこと、社会保障に個人会計を導入し、負担と給付の可視化や運営の効率化を図ることなどが考えられます。

### (2) 電子申告と給与所得者による申告納税の推進

税金の使途や行政運営の監視には、納税者視点からチェックすることが不可欠で、そのためには納税者意識を高める必要があります。給与所得者の年末調整は、企業に膨大な事務処理負担を転嫁していることや、納税者としての自覚を促すことにつながり難いことなどの問題があります。したがって、企業による年末調整を廃止し、給与所得者本人が電子申告を利用するなどして年末調整を行うことを推進するべきです。

以 上

基幹税別・政策目的別の税制抜本改革項目一覧

基幹税	項目	改革案	政策目的				コメント
			活力 発揮	持続 可能	少子 高齢	透明 効率	
所得課税	課税体系	総合所得課税の導入	○			◎	応能負担 まずは二元的所得課税の実現
	納税番号	住民票コードを納番に活用				◎	所得捕捉と税務執行コストの削減 社会保障等を含めた行政の効率化
	申告納税	企業による年末調整は廃止				◎	納税者意識を高める 給与所得からの源泉徴収は継続
	所得税	所得控除の整理縮小				◎	課税ベースと課税対象者の拡大 給与所得控除の縮小（将来的に実額控除） 公的年金等控除の圧縮（将来的に廃止）
		確定拠出年金掛金の控除枠拡大	○		◎		老後の安心の確保 “新拠出建年金”掛金の大幅増額への対応
		給付付き税額控除の導入 （低所得者等への十分な配慮）	○		◎		低所得者等への配慮により再分配機能発揮 ①勤労の支援のため給付つき税額控除 ②子育て支援のため給付つき税額控除 ・関連：特定扶養控除は廃止、教育費を控除 積極的雇用政策を給付
		基礎食料購入費一部還付の導入 （低所得者等への十分な配慮）	○			◎	③生活の支援のため基礎食料購入費一部還付 ・基礎的な食料購入時の消費税相当額を還付
		最高税率は維持	◎				努力した者に酬いる
	証券税制	金融所得一体課税の導入	◎			○	貯蓄から投資へ 全ての金融商品に定率で課税 総合課税化後も欧米並みの優遇が必要
	配当課税	配当所得一部控除方式の導入	○			○	二重課税の是正
	エンジェル税制	適用要件の緩和	◎			○	イノベーションの推進
		投資時点での20%税額控除	◎				リスクマネーの供給
		損益通算範囲の拡大	◎				金融所得一体課税化 一定条件下で給与所得・事業所得も通算可
		繰越損失期間の延長	◎				金融所得一体課税化 当面は5年、将来は無期限化
寄附税制	寄附金控除の拡大	○	◎			民がになう公 所得税の税率構造との関連を考慮	
資産課税	相続税	医療介護給付実績で控除圧縮	○	○	◎		格差固定化の防止 死亡時に社会保障個人会計をもとに賦課 給付実績に応じて基礎控除を削減
		最高税率は維持	○			○	所得税率・寄附金控除との関係も考慮
	贈与税	相続時清算課税制度の拡充	○		○		高齢者資産を次世代に移転し、経済を活性化 非課税枠を大幅増額（例えば倍増）
	固定資産税	償却資産への課税廃止	◎			○	償却限度額撤廃と整合的な対応が必要

基幹税	項目	改革案	政策目的				コメント
			活力 発揮	持続 可能	少子 高齢	透明 効率	
法人課税	法人税	租税特別措置の整理・簡素化	○			◎	政策目的と効果の観点から精査 競争力向上に必要なものは継続・恒久化 制度・手続きの簡素化で事務負担を軽減
		配当の全額益金不算入	○			◎	二重課税への対応策
	法人事業税	法人事業税の廃止	◎			◎	実効税率35%へ 法人事業税全体を地方消費税法
	法人住民税	均等割の大幅拡大		○			応益性の拡大（均等割を例えば倍増） 法人として地域社会への参加・貢献
	中小企業課税	相続時精算課税制度の積極活用	◎	○			事業継承の円滑化による経済基盤強化
	非営利法人課税	認定NPO法人の要件緩和	○	◎			民がになう公 受入寄附金による公益性判断基準の緩和
		収益事業範囲の適正化		○		◎	営利法人とのイコール・フットイングを図る
消費課税	消費税	国税は2%		○		○	税源移譲と交付税制度廃止との関連 4%→2%、国と地方の合計で直間比率を是正
		地方税は5%	○	◎			安定的財源の確保 1%→5%、国と地方の合計で直間比率を是正
		年金目的税は9~10%		○	◎	◎	老後のナショナル・ミニマム 新基礎年金7万円（物価スライドの導入）
		単一税率を維持	○			◎	複数税率化せずに単一税率を維持 低所得者等への配慮は所得税のなかで対応
		免税点・簡易課税制度の撤廃				○	益税問題の解消 ITの活用と事業者の事務合理化を助成
		インボイス制度の導入				○	課税の公平性 ITの活用と事業者の事務合理化を助成
		環境税	現行エネルギー課税は廃止				◎
		炭素含有量を基本とした課税		◎			「環境配慮型税」と位置付ける アナウンスメント効果とインセンティブ効果 現行エネルギー課税と税収中立
		付加価値課税と位置づける				○	税収は一般財源



## 2010年代中頃の国と地方の姿（簡単な試算）

単位：兆円

	所得課税等		資産課税等		消費課税等		計
国 税	所得税	21.7	相続税ほか	1.8	一般消費税	6.5	91.0
	法人税	19.5			年金目的消費税	29.1	
					その他	12.5	
	小計	41.1	小計	1.8	小計	48.0	100.0%
		45.2%		2.0%		52.8%	
地 方 税	法人住民税	4.8	固定資産税	10.7	地方消費税	16.1	51.9
	法人事業税	0.0	その他	5.2	その他	3.9	
	個人住民税ほか	11.2					
	小計	16.0	小計	15.9	小計	20.0	100.0%
		30.6%		30.7%		38.6%	
計		57.1		17.8		68.0	142.9
		40.0%		12.4%		47.6%	100.0%

保 険 料	年金	0.0		0.0
	医療	21.0		21.0
	介護	4.0		4.0
	その他	5.0		5.0
計		30.0		30.0

### ■2010年代中頃と2006年度の比較

	2010年代中頃	2006年度
直接税：間接税	52：48	71：29
国 税：地方税	64：36	61：39
（除：年金目的消費税）	54：46	—
国民負担（率）	172.9兆円（37.5%）	146.6兆円（39.2%）
租税負担（率）	142.9兆円（31.0%）	91.7兆円（24.5%）
社会保障負担（率）	30.0兆円（6.5%）	54.8兆円（14.6%）
国民所得	461.0兆円	374.3兆円

### ■試算の前提条件など

- ①「2010年代中頃」については「2015年度」と仮定し、  
経済前提は2011年度までは「改革と展望－2005年度改定」、  
2012年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」（2006年5月）を使用。
- ②税収弾性値は1とし、法人住民税は均等割を倍増、法人事業税は廃止を考慮。
- ③消費税については、国税2%、地方税5%、年金目的税9%と設定。
- ④社会保障の前提は、「社会保障の給付と負担の見通し」（2006年5月）を使用。
- ⑤公的年金保険料は、基礎部分は税方式化、報酬比例部分は民営化によりゼロ。

## 財政・税制改革委員会 名簿

(敬称略)

### 委員長

井 口 武 雄 (三井住友海上火災保険 前会長)

### 副委員長

稲 野 和 利 (野村ホールディングス 取締役 執行役副社長)

内 海 暎 郎 (三菱UFJ信託銀行 取締役会長)

大 戸 武 元 (ニチレイ 取締役会長)

柿 本 寿 明 (日本総合研究所 シニアフェロー)

小 出 寛 治 (NTTファイナンス 取締役社長)

### 委員

青 本 健 作 (三井物産 顧問)

浅 田 隆 治 (フューチャーアーキテクト 取締役特別顧問)

天 野 順 一 (日本ユニシス 特別顧問)

伊 庭 保 (ソニーフィナンシャルグループ 相談役)

岩 尾 啓 一 (キャリア工学ラボ. 取締役社長)

大久保 勉 (参議院 参議院議員)

梶 川 融 (太陽ASG監査法人 総括代表社員)

梶 田 邦 孝 (全日本空輸 常勤監査役)

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 理事長)

神 崎 泰 雄 (日興シティグループ証券 特別顧問)

北 尾 吉 孝 (SBIホールディングス 代表取締役CEO)

北 山 禎 介 (三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長)

木 原 康 (ひまわり 取締役社長)

久 保 信 一 (日本情報通信 取締役)

河 野 栄 子 (リクルート 特別顧問)

佐 藤 和 男 (三井不動産 顧問)

佐 藤 政 男 (法研 取締役会長)

白 川 方 明

数 土 文 夫 (JFEホールディングス 取締役社長)

瀬 下 明 (あいおい損害保険 取締役会長)

反 町 勝 夫 (東京リーガルマインド 取締役社長)

高 木 邦 格 (国際医療福祉大学 理事長)

高 橋 元 (資本市場振興財団 顧問)

竹 内 透 (だいこう証券ビジネス 取締役社長)

田 沼 千 秋 (グリーンハウス 取締役社長)

長 岡 聰 夫 (日本航空インターナショナル 顧問)

中野正健	(嘉悦大学 副学長 教授)
夏目誠	(東日本キヨスク 取締役社長)
南原晃	
西川知雄	(西川綜合法律事務所・ シド・リー・オースティン外国法事務弁護士事務所 代表弁護士)
野村邦武	(富士重工業 社友)
早崎博	(住友信託銀行 特別顧問)
林明夫	(開倫塾 取締役社長)
原田滋	(機械産業記念事業財団 )
樋口智一	(ヤマダイ食品 取締役会長兼社長)
廣瀬勝	(森ビル 特別顧問)
福島吉治	(F & K コンサルティング 取締役会長)
藤井俊一	(ネスレ日本 相談役)
古川英昭	(電通国際情報サービス 代表取締役最高経営責任者)
古沢熙一郎	(三井トラスト・ホールディングス 取締役会長)
前原金一	(昭和女子大学 副理事長)
増淵稔	(日本証券金融 取締役社長)
三宅純一	(千葉商科大学大学院 客員教授)
村上輝康	(野村総合研究所 理事長)
村藤功	(ベリングポイント アドバイザー)
目崎八郎	(アフラック (アメリカファミリー生命保険) シニア アドバイザー)
米田隆	(西村ときわ法律事務所 代表パートナー)

(以上53名)